

公益財団法人 東京労働者福祉厚生協会理事候補者の公募について

公益財団法人 東京労働者福祉厚生協会は、以下により平成 31・32 年度の理事候補者の公募を行います

1. 公募を実施する団体

公益財団法人 東京労働者福祉厚生協会(以下、「厚生協会」という)

2. 平成 31・32 年度理事候補の公募人員

この厚生協会の平成 31・32 年度理事は 7 名で組織しますが、この内 5 名は「東京労働者福祉協議会推薦枠」からの理事候補者とし、残り 2 名は「学識経験者枠」の理事候補として公募により募集します

3. 任期

2 年(平成 31 年 6 月開催の定時評議員会選任時点から 2 年後の平成 33 年 6 月開催の定時評議員会まで)

4. 職務内容と処遇

別紙「公募理事の職務内容と処遇」参照

5. 選考の視点

職務内容書において求める資格、経験等を踏まえ、理事として職務を遂行するに十分な適格性を有しているかを総合的に判断します

6. 選考方法等

理事候補者の選考及び理事の選任は、定款に定められた「役員等候補選出委員会」及び評議員会の決議により、以下の手順で選定及び選任されます

(1) 第一次選考(書類選考等)

書類選考は 5 月 10 日迄に行い、可否の結果は全ての応募者にお知らせします

(2) 第二次選考(役員等候補選出委員会選定)

5 月下旬に開催予定の第 10 回役員等候補選出委員会にて、学識経験者枠の理事候補 2 名を選定します

可否の結果は、二次選考を受けた方全員にお知らせします

(3) 理事の選任

二次選考合格者は、6 月中旬開催予定の第 18 回評議員会の決議にて、理事として選任されます

7. 応募方法

(1) 公募期間・方法

期間：平成31年4月10日(水)～平成31年4月24日(水)

方法：厚生協会ホームページに公募要領を掲載する

(2) 応募資格経験等

別紙「公募理事の職務内容と処遇」参照

(3) 第一次選考応募書類

次の書類を日本語で作成し、期限(平成31年5月8日必着)迄に送付のこと
尚、期限を越えたものや全ての書類が整っていない応募書類は受理出来ません

履歴書

- ・ JIS 規格履歴書を用い、最近3ヶ月以内に撮影した顔写真を貼付すること
- ・ 確実に連絡の取れる電話番号、携帯電話番号及び電子メールアドレスを記載すること

職務経歴書

- ・ 任意様式にできるだけ詳細に職務経歴を記載すること
(別紙「公募理事の職務内容と処遇」の「5. 必要な資格、経験等」に関連する経験等に係わる記述を含む)

応募動機・自己アピール文書

- ・ 応募した動機、公募している職務に自ら適任である理由、及び今後の当協会の事業運営(事業内容及び実施体制)に関する提案を記載すること
- ・ A4用紙2頁、2,000文字以内に取り纏めること

8. 応募書類送付先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門5-11-11 虎ノ門MKビル6F

公益財団法人 東京労働者福祉厚生協会 管理部宛

応募書類は必ず書留により期限内に到着するように送付され、封筒には「理事応募書類在中」と朱書きしておいてください

9. 応募に関する問い合わせ先

公益財団法人 東京労働者福祉厚生協会 管理部(瀬戸)

電話番号： 03-3433-0166

電子メール seto@trfk.org

10. その他

- ・ 応募書類の返却はいたしません
- ・ 応募にかかる費用は、全額応募者負担とします

以上

別紙

公募理事の職務内容と処遇

1．法人名：公益財団法人 東京労働者福祉厚生協会(以下、「厚生協会」という)

2．法人の概要

新公益法人制度の施行に基づき、内閣府より公益財団法人の認定を受け、平成23年4月1日をもって移行設立登記を行った

この公益財団法人の目的と事業等については、ホームページに掲載の「定款」第3～5条の通り

又、厚生協会は、移行前の厚生労働省認可の財団法人東京労働者福祉厚生協会から、基本的に当該公益目的事業等を引き継いでおり、実績を含めたその概要は現在のホームページに掲載された通り

役職員数等

- ・役員： 9名(理事7名(内1名常勤、他全て非常勤)、監事2名(全て非常勤))
- ・職員： 2名(全て常勤)

3．任期

2年(平成31年6月開催の定時評議員会選任時点から2年後の平成33年6月開催の定時評議員会まで、「定款」第35条)

4．職務内容

理事会を構成し、定款の定めるところにより、業務の執行の決定に参画すること(「定款」第33条)

5．必要な資格、経験等

公益法人制度改革3法に基づく公益財団法人の理事としての資格要件を具備していること

即ち、別紙「確認書」に記名・押印し、提出する事に問題ないこと

厚生協会の公益目的事業(「定款」第4条)、その他の事業(「定款」第5条)等について、強い関心と十分な理解力を有していること

公的年金制度に係わる十分な実務経験があり、厚生年金保険積立金の還元融資制度に関して高度の知識を有していること

人格高潔、心身共に健康で平成31年6月中旬現在原則満67歳以下であること

6 . 勤務・処遇条件

勤務形態：非常勤...年 3 ~ 4 回の理事会と年 2 回の評議員会への出席
尚、それぞれ上記以外で臨時開催もあり得る

勤務地：それぞれ都内の都度指定した会議室会場で行われる

報酬：「役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程」に基づき、月 2 万円と
会議出席の都度特別旅費(交通費)として 1 回につき 3,000 円を支給する
その他に退任時、上記規程に基づき役員退職慰労金等の支給がある

「定款」第 39 条に基づく「非業務執行理事等の責任の免除又は限定」についての
別紙「責任限定契約書」を取り交す

その他：社会保険の適用はない

7 . その他

最終合格者は、厚生協会が請求する書面を別途提出していただきます

以 上

平成 年 月 日

公益財団法人東京労働者福祉厚生協会
理事長 岡田 啓 殿

住所 _____

氏名 _____

確 認 書

- 1 . 私は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という）第6条第1号イからニまでに規定するすべての欠格事由に該当しません。
- 2 . 私は、私が代表理事又は執行理事に就任している他の公益法人において、認定法第29条第1項各号の事由に該当する疑いが生じた場合は、直ちにその旨を通知いたします。
- 3 . 私は、私が代表理事又は執行理事に就任している他の公益法人において、認定法第29条第2項各号のいずれかに該当すると疑いがあり、認定法第28条第1項に規定する勧告又は第3項に規定する命令を受けた時は直ちにその旨を通知します。
- 4 . 私は、本日現在理事を務める他の公益法人の名称、役職名等をお届けします。
- 5 . 私は、前4項に基づき提出した「公益法人理事兼職届」の内容に変更がある場合並びに新たに他の公益法人の理事に就任したときは、遅滞なくその旨を通知します。

以 上

< 理事・監事・評議員の欠格事由等についての説明書 >

A．認定法第6条第1号イからニまでに規定する欠格事由（欠格事由）

第六条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する一般社団法人又は一般財団法人は、公益認定を受けることができない。

- 一 その理事、監事及び評議員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
 - イ 公益法人が第二十九条第一項又は第二項の規定により公益認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前一年内に当該公益法人の業務を行う理事であった者でその取消しの日から五年を経過しないもの（いわゆる連座制の根拠規定）
 - ロ この法律、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第48号。以下「一般社団・財団法人法」という。）若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の二第七項の規定を除く。）に違反したことにより、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三第一項、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）第一条、第二条若しくは第三条の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとするに關する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることができなくなった日から五年を経過しない者
 - ハ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
 - ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第六号において「暴力団員等」という。）

B．認定法第29条による公益認定取消事由（公益認定の取消し）

第二十九条 行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消さなければならない。

- 一 第六条各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。
 - 二 偽りその他不正の手段により公益認定、第十一条第一項の変更の認定又は第二十五条第一項の認可を受けたとき。
 - 三 正当な理由がなく、前条第三項の規定による命令に従わないとき。
 - 四 公益法人から公益認定の取消しの申請があったとき。
- 2 行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消すことができる。
- 一 第五条各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなったとき。
 - 二 前節の規定を遵守していないとき。
 - 三 前二号のほか、法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反したとき。

責任限定契約書

公益財団法人東京労働者福祉厚生協会（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、非業務執行理事等の責任限定に関する基本的事項について、以下のとおり契約を締結する。

- 第1条 乙が甲の非業務執行理事等として、本契約締結後、その任務を怠ったことにより甲に損害を与えた場合、乙がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、甲の定款で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額（年間役員報酬等合計額×2）の何れか高い額を限度として甲に対し損害賠償責任を負うものとし、その賠償責任額を超える部分については免責されるものとする。
- 第2条 乙の行為が前条の要件に該当するか否かの判断は甲が行い、乙に対しその結果を速やかに通知するものとする。
- 第3条 乙が本契約によって、第1条の規定する限度を超える部分について賠償責任を免除された場合と雖も、甲の評議員会の承認を得ることなく、退職慰労金等法令の定める財産上の利益を受けることができないものとする。
- 第4条 乙が甲の非業務執行理事等の任期満了時に再選され就任した場合は、就任後の行為についても本契約はその効力を有するものとし、その後も同様とする。ただし、再任後新たに甲乙間で乙の責任を限定する旨の契約を締結する場合はこの限りでない。
- 第5条 乙が甲の非業務執行理事等として甲に損害を与えることなく退任したとき、または業務執行理事に就任し、もしくは使用人として業務に関与した場合は、本契約は将来に向かってその効力を失うものとする。
- 第6条 甲は法令の規定により必要があるときは、本契約の存在及び内容を第三者に開示することができる。
- 第7条 本契約に関する一切の紛争については、甲の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、記名捺印の上、甲乙各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 東京都港区虎ノ門5丁目11番11号
公益財団法人東京労働者福祉厚生協会
理事長 岡田 啓

乙 (住所)

(氏名)